

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のテレビカード1,200分 及び 1,164分について
(横浜労災病院用)

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。
株式会社オアシスMSCが発行したテレビカード1,200分及び1,164分(横浜労災病院用)につきましては、2019年8月30日(金)をもちましてご利用を終了させていただきました。

ご利用終了日:2019年8月30日(金)

ご利用終了日後のテレビカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のテレビカード残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

払戻し申出期間:2019年8月31日(土)~2020年3月31日(火)

平日:午前 9:00~午後17:00
土日祝:午前10:00~午後17:00

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

横浜労災病院売店にてテレビカードをご提示ください。残高を確認し、残分数を金額に換算(1円未満の端数切り上げ)のうえ、テレビカードと引き換えにその場で現金により払戻しいたします。

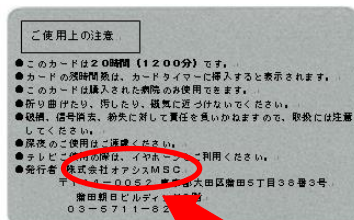
払戻しの対象となるテレビカード

下記のとおり、裏面の発行者が「株式会社オアシスMSC」と記載されているテレビカード

カード表面(1,200分)



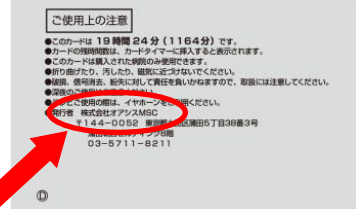
カード裏面(1,200分)



カード表面(1,164分)



カード裏面(1,164分)



この部分に「株式会社オアシスMSC」と記してあるテレビカード

お問い合わせ先

株式会社オアシスMSC

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階

TEL:03-5711-8215

※照会時間は、午前10時~午後6時まで(土・日・休祝日を除く)